

補助金等適正化法の見直しについて

2007/11/02

慶應義塾大学教授 米田雅子

(現行)

補助施設の目的外使用等には、原則各省各庁の長の承認(※)が必要。

【法 § 22】

※承認の基準については、各省庁が通知等により規定。

現状の問題点

- ①承認なくしては補助金の返還義務等が生じることから、地方が弾力的に運用できない。
- ②全国一律の条件による承認が必要。
- ③承認に時間がかかり、施設の有効活用を阻害。(複数の補助金が充てられている場合、それぞれの省庁の承認が必要。)

(見直し後)

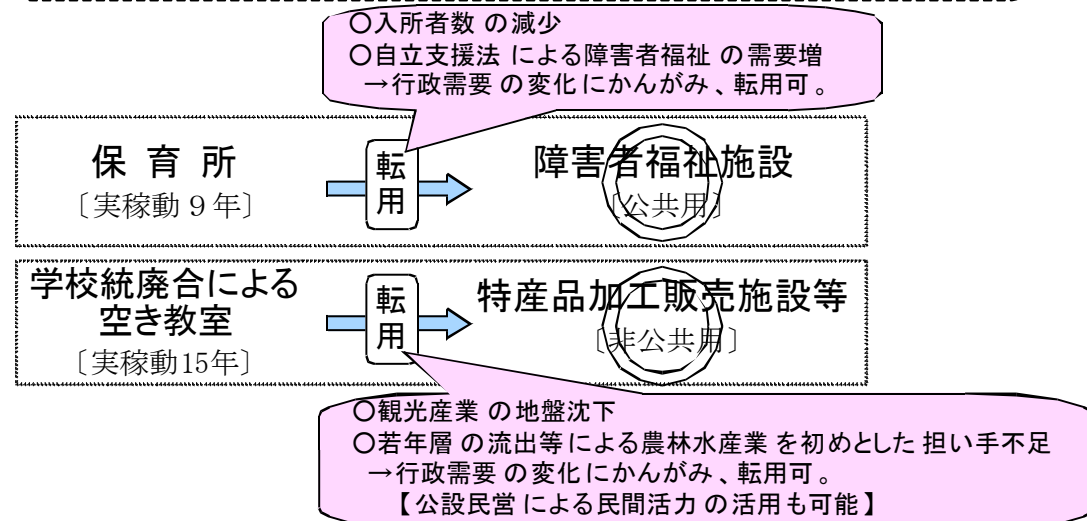
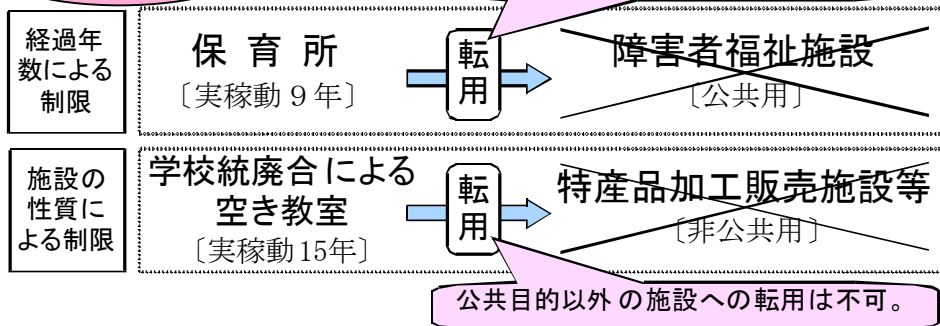
社会経済情勢の変化並びに地域活性化及び政策課題の変化に的確に対応するため、地方公共団体が、一定期間を経過した補助施設の目的外使用をする必要があると認める場合には、その議会の議決を経て当該使用ができることとする。

具体的な成果

- ①新たな財政支出を伴うことなく、既存施設の有効活用が可能。地域活性化に寄与。
- ②地方の実情に合わせ、弾力的な目的外使用等を行うことが可能。
- ③実態に応じた迅速な処理が可能。(手続の簡素化が図られるケースあり。)

見直し

具体例



○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(財産の処分制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。